



### ドイツの家族政策について

(一財)自治体国際化協会ロンドン事務所 所長補佐 丸山 香織 (徳島県派遣)

2018年11月、大学の活動支援の一環で、ドイツの家族政策について調査を行うため、連邦家庭・高齢者・女性・青少年省、ライプツィヒ市およびカールスルーエ市を訪問しました。出生率向上に関する取り組みおよび保育施策を中心に報告します。

#### 連邦政府の取り組み

連邦家庭・高齢者・女性・青少年省家庭部長の Petra Mackroth 氏より、連邦政府の取り組みについて話を伺いました。まず、家族政策に必要な点として、家族が何を必要としているかを考慮すること、すなわち、①経済的な安定、②家庭と仕事の両立、③子どもが安心できる環境にあること、④子どもが必要としていることを実現することが挙げられました。併せて、社会および経済の変化を考慮することも重要であると述べられました。



連邦家庭・高齢者・女性・青少年省でのミーティングの様子

ドイツでは、男女ともに希望する子ども数は2人以上ですが、実際の合計特殊出生率は1.6となっています。そのため、政府としても希望を実現できるよう、政策を立案・実施しています。例えば、ドイツでは、「親手当」というものがあり、育児休業中に12ヵ月間、子ども1人につき、毎月最低300ユーロが支給されます。また、2008年からは、保育施設の増設にも力を入れていて、

2015年からは、さらに質を重視した保育施設の充実を図っているとのことです。

また、デジタル技術の活用によって在宅ワークを可能にし、柔軟な働き方ができるよう、対策を行っているとの話がありました。



ライプツィヒ市の保育施設

次のポイントは、父親の意識・態度の変化です。近年は、父親も仕事のためではなく、家族のためにお金を使いたいと考え、また、子どもともっと時間を過ごしたいと思っています。政府もそのことを認識し、父親が家族と過ごせる時間を増やす努力ができるよう、取り組みを進めています。

もう1つの意識の変化として、母親がもっと仕事をしたいと思うようになったことが挙げられます。昔は週15～20時間の勤務時間で働く母親が多く、出産後、フルタイムで週30～32時間以上働く母親はほとんどいませんでした。現在は、出産後に仕事に復帰しない人は10%程度しかいないとのことです。

Mackroth 部長からは、「父親」が日本の少子化対策にとって重要なテーマになるのではないかと指摘がありました。家族とのパートナーシップを大切に、母親に責任が集中しないようにすることが鍵であるとのことです。

## 地方自治体の取り組み

次に、地方自治体の取り組みとして、カールスルーエ市の保育政策を概観します。

カールスルーエ市はドイツの南西部に位置する人口約30万人の中規模都市で、トラム（路面電車）が発達しており、交通施策の成功事例として、日本でもよく知られています。

今回の視察では、市の活動の特徴的な部分として、子ども家族センターが会場となりました。子ども家族センターでは、家族に対して、住宅、家計、夫婦間の問題等の多様なテーマに対してアドバイスを



カールスルーエ市内の様子

行っています。また、カルチャーセンターの会場として、マッサージ、料理等のコースが開かれており、気軽に立ち寄ることができる雰囲気だったのが印象的でした。

子ども家族センターと同じ建物には、キリスト教系の団体が運営する保育施設が設置されていて、その食堂では、周辺の幼稚園の子どもたちが11時頃から、その後小学校の子どもたちが来て食事を取ります。

ドイツは連邦制国家のため、保育士の配置基準等は州の決定事項となっており、今回訪問したライプツィヒ市とカールスルーエ市でも実際に人数は異なっていました。全体的な傾向としては、社会制度的な背景から、旧



カールスルーエ市でのミーティングの様子

東ドイツ地域の方が手厚くなっています。カールスルーエ市は旧西ドイツ地域ですが、教育および保育には特に力を入れているとのことで、3歳以下の子どもに対しては、10人につき3人の保育士を配置しているとのことです。

子どものグループは年齢ごとに分けるのではなく、1～3歳児のグループ、3～6歳児のグループといった形で年齢の違う子どもを敢えて混ぜることにより、自然と年長の子どもの世話をするように、教育的な配慮がされていました。また、オープンコンセプトと呼ばれるプログラムを取り入れているのが特徴で、子どもたちが今日はどのようなアクティビティをしたいかを自分で選べるように設備が設計されているとのことでした。さまざまな素材、道具を使って遊べるようになっており、子どもの自発性、創造性を育むことに重点が置かれていました。



カールスルーエ市の保育施設の視察の様子

施設の利用料に関しては、同じ家族の2人目以降の子どもは無料になるとのことです。通常、親は送迎の手間が少なく済むように、子どもを同じ保育施設に入れたいと考えるため、そのような配慮がされています。2人目以降の利用料の分は、公立、私立にかかわらず、市が補填しているとのことでした。

しかし、利用料無料の範囲は自治体によって大きく異なっており、例えば、近郊のハイルブロン市の場合は1人目の子どもから無料である一方、月々1,200ユーロの利用料を負担しなければならない市もあるなど、子育て支援という面では、地方自治体の裁量が非常に大きくなっています。

少子化対策の効果は長期的に見る必要がありますが、今回視察した地方自治体の出生率がどのように変化していくか、注目していきたいと思えます。